

## 社会福祉法人杉沢の虹役員等の報酬に関する規程

### (目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人杉沢の虹の法人業務に伴う役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬について定める。

### (役員等報酬)

第二条 当法人の役員等は無報酬とする。

2 当法人の役員等には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

### (業務の種類)

第三条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 役員研修会への参加及び事務打合せ
- (4) その他理事長が必要と認めた業務

### (費用弁償)

第四条 前条の(1)(2)の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

2 前条の(3)(4)の場合は、費用弁償として「杉沢保育園旅費規程」を準用する。

	4 時間未満	4 時間以上
① 見附市に居住する者	2, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
② ①以外の地域に居住する者	3, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円

### (重複支給の禁止)

第五条 施設職員であって法人役員を兼務するものについては、この規程は適用しない。

### (費用の支払い方法)

第六条 役員の費用弁償及び旅費の支給方法については、年度末に一括支払いとする。

### 附則

この規程は、平成 29 年 1 月 25 日から適用する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。